注　誤り訂正符号化は、サブバンド及びそれに続く疑似ビットに対してのみ行われるものとする。

別図第八号　インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備による呼出し及び応答信号の構成

［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百六十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の40の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。	三　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。
［1　略］	［1　同上］
2　携帯移動衛星通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。）を行う携帯移動地球局の送信設備であって、一六一〇・〇MHzから一六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの	2　携帯移動衛星通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。）を行う携帯移動地球局の送信設備であって、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの
次に示す曲線の値	次に示す曲線の値
［図　略］	［図　同上］
［3　略］	［3　同上］
［四～六　略］	［四～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。